

第5章 リーディングプロジェクト

1 リーディングプロジェクトの考え方

本市が目指す環境像の実現に向け、4つの基本目標ごとにリーディングプロジェクトを設定します。

設定にあたっては、各目標の実現に向けた環境分野に係る取組と、福祉や産業等、他の分野に係る取組の連携により、地域課題の統合的解決に資すると考えられるプロジェクトを位置づけるものとします。

また、計画を推進する中で、社会的・経済的状況の変化に応じて各目標実現のために必要なプロジェクトが生じた場合には、新たにリーディングプロジェクトとして設定し、本計画で進行管理を行います。



(1) 自然環境 ～いこまの自然保全と活用～

● 背景・目的

本市は、大都市近郊にありながら豊かな自然に恵まれています。令和5年度市民実感度調査においても、本市は「自然や緑の豊かな住宅街が広がるまち」と感じている割合が最も高い結果となりました。これらの自然は市民の生活を豊かにするだけでなく、生物多様性を保全する役割を果たすとともに、観光資源や伝統産業を生み出し、地域経済の活性化にも寄与しています。

また、農地は新鮮な農作物の供給だけでなく、田園・棚田等の伝統的な景観や緑地・水辺空間、災害時の防災空間としての多様な役割を担っており、市民の様々な生き方、暮らし方への変化に対応したまちづくりに不可欠なものです。

本市の豊かな自然を守り、活用することで、自然環境の保全だけでなく、地域の魅力向上やまちづくり・コミュニティづくりを推進します。

● 取組内容

豊かな森林環境づくりについて、地域住民が主体となる取組を推進するための支援を行うとともに、森林整備で生じる森林資源を積極的に活用します。また、多様な農業への関わり方を促進することで、農地の保全だけでなく、まちづくり・コミュニティづくりに取り組みます。

具体的な取組の例	
地域住民が主体となる森林環境づくり	・ 森林イベント等を開催し、市民の森林への関心を高めるとともに、刈り払い機やチェーンソーの安全講習会等を開催して、森林ボランティアの担い手の育成に取り組みます。 ・ 生駒の緑の中で活動がしたい・関わりたい・興味がある市民が集う場として、市民・事業者・研究機関・行政による対等な共創を促進するための緑のリビングラボ※を設立します。
森林資源の有効活用	・ いこま SDGs アクションネットワークの会員等の市民団体が、森林資源を活用した事業を行う際の支援を実施します。 ・ 森林整備で生じる森林資源を利活用することで、ボランティア団体の収益化につながるサポートを進めていきます。

農業を切り口にした まちづくり・コミュニティ づくり	・ 消費者のオーガニック志向等に対応した有機農業やみどり認定、地産地消・旬産旬消を促進し、環境にやさしい農業を推進します。 ・ 農福連携を進めることで、障がい者やフリースクール生の社会参加や農業を通じたケアやりハビリ、生きがいづくりを支援し、将来的な農業の担い手不足の解消につなげていきます。
----------------------------------	---

※リビングラボ：生活空間(Living)と実験室(Lab)を組み合わせた造語であり、社会課題の解決や新しい価値を生み出すために市民・企業・行政が共創することに軸を置いている。

● 想定される効果

【環境面】

- ・ 自然とふれあい親しむ体験を通して、地球の自然に関する市民の意識が向上し、次世代への自然資源の継承につながる。
- ・ 自然の適正な管理により、生物多様性の保全につながる。
- ・ 森林整備により、CO₂の吸収を促進する。

【経済面】

- ・ 地域の自然を観光資源としても活用することで、経済効果の創出につながる。
- ・ 竹製品等、地場産業の振興につながる。

【社会面】

- ・ 自然環境が身近にある、豊かなライフスタイルが継承される。
- ・ 高齢者をはじめ多様な世代の社会参画の機会となる。
- ・ 適切な森林・竹林の整備により土砂災害等の自然災害を防止する。
- ・ 農福連携を進めることで、障がい者やフリースクール生の社会参加やりハビリ、生きがいづくりにつながる。

● 関連する指標

代表指標	指標の説明	現状値 (2023年)	目標値	目標 年度
「生駒市緑の基本計画（令和8(2026)年度改定予定）」で設定※				
遊休農地活用事業 で利用されている 農地面積	遊休農地活用事業で利用されている 農地の面積（累計）	59,579 ㎡	62,285 ㎡	2028

モニター指標	実績値
「市民、NPO、事業者が、花と緑であふれるまちに向けて取り組んでいる」と感じる市民の割合	41.2%(2022)

※令和8(2026)年度改定予定の「生駒市緑の基本計画」において、前期計画の指標「緑地面積の割合」に代わる指標を設定。

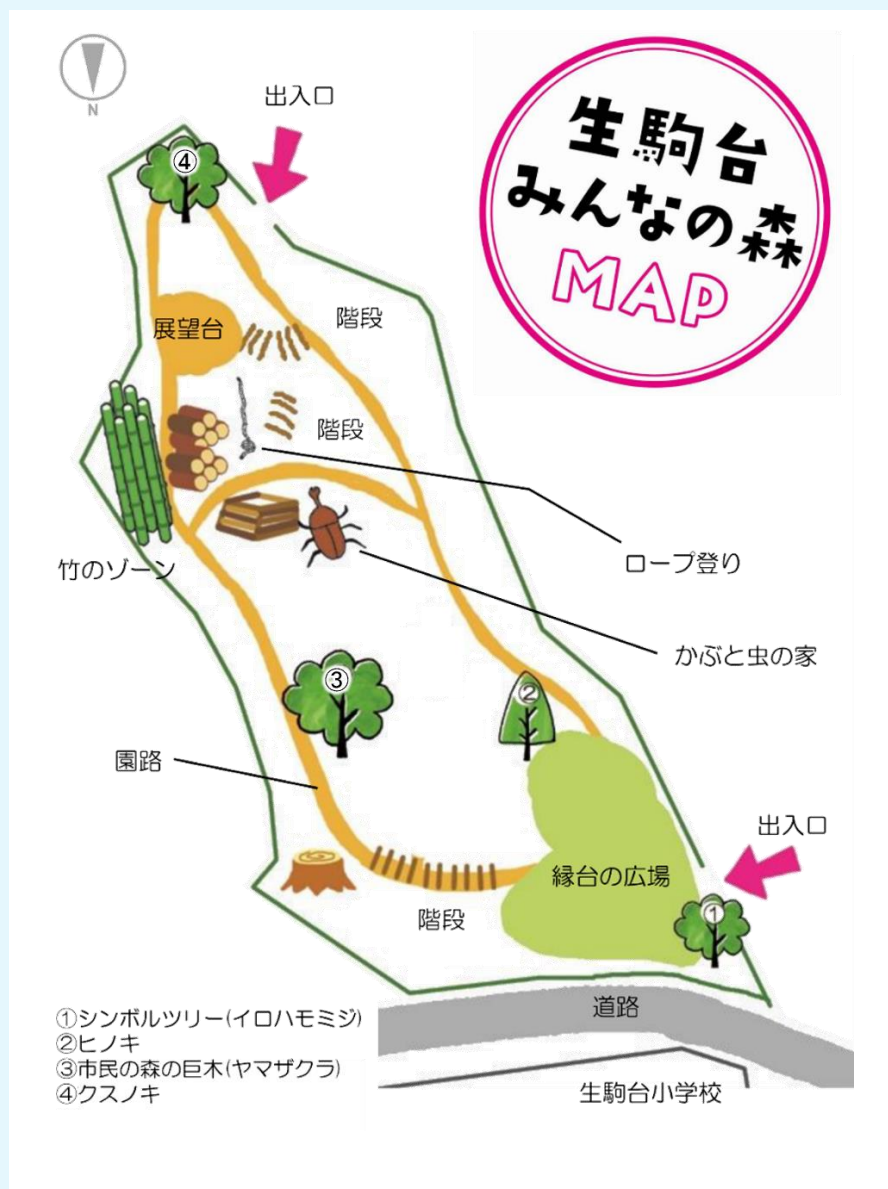
市の取組紹介

市民の森

生駒市が樹林地の所有者から土地を無償で借上げ、地域の人たちとともに整備・活用する「市民の森」事業の第1号として、「生駒台みんなの森」（俵口町・生駒台小学校南側）を常時開放しています。

第4日曜日は森の手入れなどの活動日で、初めてでも道具の使い方から覚えていただけます。

令和6(2024)年度は、近所の大人や子どもたちと森のお手入れや広場のベンチ作りの他、講師を招いた昆虫観察会や水路づくり等を実施しました。



出典：生駒市

(2) 生活環境 ～かしこく地域福祉に寄与できる食品ロス削減～

● 背景・目的

まだ食べられる食品なのに、賞味期限が切れた、好みに合わなかった等の理由により、家庭や店舗等からごみとして廃棄される「食品ロス」は、農林水産省の調査によると年間 472 万トン（令和 4(2022)年度）とされ、1 人 1 日あたり茶碗約一杯分の量になると言われています。

令和元(2019)年 10 月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、様々な取組が進められています。

本市においても、家庭系食品ロス量削減に向けては市民等への啓発を、事業系食品ロス量削減に向けては、食品の生産・製造・販売等に係る事業者と消費者をつなぐ取組を行うとともに、食育や食品ロス対策に関する環境教育の充実等により、地域福祉の向上にもつながる食品ロス対策を推進します。

● 取組内容

食品ロス対策について、フードドライブ事業や生駒市食品ロス削減協力店制度の活性化を図るとともに、地域福祉に資する食品ロス対策を推進します。

具体的な取組の例	
フードドライブの周知啓発	・ 現在、市の施設や市内店舗、さらには市主催のイベントにおいて実施しているフードドライブ事業の周知を一層推進し、市民の参加を促進します。
食品ロス削減協力店制度の活性化	・ 積極的に食品ロス削減の取組をしている店舗を登録する「生駒市食品ロス削減協力店」制度について、登録対象を市内飲食店まで拡大し、食べきり協力店を募集します。
フードシェアリングサービス、コミュニティフリッジ※の導入検討	・ 「生駒市食品ロス削減協力店」制度に登録された飲食店のニーズを調査したうえで、フードシェアリングサービスやコミュニティフリッジの導入を検討します。
フードパントリーの実施拠点の拡大	・ 子育て世帯への食料等支援事業として実施している「みんなの居場所 ごっちゃ☆ばあ」のように、パンや食料品、学校用品のおすそ分けを実施する拠点を拡大します。

※コミュニティフリッジ：「地域(コミュニティ)」と「冷蔵庫(フリッジ)」を組み合わせた造語であり、食料品や日用品の支援を必要とする人が、設置された冷蔵庫から人目を気にせず無償で持ち帰ることができる仕組み

● 想定される効果

【環境面】

- ・ 食品ロスを削減し、循環型社会の形成に寄与する。

- ・事業系廃棄物の減少により、CO₂排出量が削減する。

【経済面】

- ・廃棄物処理費用削減や、廃棄予定の食品の販売ルート確立により、事業者・生産者の利益が向上する。

【社会面】

- ・生活困窮者支援団体等への食糧支援により、地域福祉へ寄与する。
- ・自らの消費行動が環境、社会等に影響を及ぼすことを認識し、持続可能なライフスタイルが普及する。

● 関連する指標

代表指標	指標の説明	現状値 (2023 年)	目標値	目標 年度
ごみ総排出量	家庭系ごみと事業系ごみの合計排出量	32,260 t	28,610t※	2030

※生駒市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画における削減目標。

(3) 地球環境 ～地域経済の循環に資するエネルギーの地産地消～

● 背景・目的

本市は令和元(2019)年 11 月に、2050 年までに CO₂排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」宣言を行いました。

また、令和 5(2023)年 4 月には国の推進する「脱炭素先行地域」に選定され、令和 12(2030)年度までに、対象地域における民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴う CO₂排出量実質ゼロなどの目標を達成するとともに、住宅都市を脱炭素化する新たな事業モデルを確立し、市内外に波及することを目指しています。

住宅都市である本市で脱炭素を実現するためには、再生可能エネルギーの導入を図り、「いこま市民パワー株式会社」を核とするエネルギーの地産地消を推進するとともに、複合型コミュニティ「まちのえき」のように、地域住民による自発的なコミュニティ活動を通じて効果的な脱炭素ライフスタイルへの行動変容を促すことが重要です。

また、コミュニティの活性化を図るとともに、防災や福祉、地域経済の活性化といった地域課題・住民ニーズへの対応を脱炭素と組み合わせ、まちづくりに環境問題を組み込むことで、効果的に脱炭素を推進する仕組みづくりに取り組みます。

● 取組内容

「いこま市民パワー株式会社」を核とするエネルギーの地産地消の促進と複合型コミュニティ「まちのえき」のような地域コミュニティ拠点の活性化という 2 つのまちづくり事業を組み合わせ、住宅都市である生駒市の脱炭素化を推進します。

また、脱炭素化の市域への波及を図るとともに、「いこま市民パワー株式会社」の収益を活用して、ワークショップ等を開催しながら、地域課題解決につながるコミュニティサービスを展開する日本版シュタットベルケモデルの構築を目指します。

具体的な取組の例	
エネルギーコストの 地域内循環の促進	・ 市域の太陽光発電の卒 FIT 電気や、木質バイオマス発電所の電力を「いこま市民パワー株式会社」が買い取り、地産電源を拡大するとともに、市域への供給拡大を図ります。
脱炭素先行地域事業	・ 「いこま市民パワー株式会社」などの民間主導により、脱炭素先行地域の対象施設・家庭への太陽光発電・蓄電池の設置を推進します。
コミュニティサービスの 強化	・ 「いこま市民パワー株式会社」と連携して、収益を活用した登下校見守りサービスや自治会の活動支援など、多様な地域課題解決につながるコミュニティサービスを実施します。

● 想定される効果

【環境面】

- ・再生可能エネルギーの導入により CO₂排出量が削減する。
- ・再生可能エネルギー関連事業や省エネルギー事業等、環境に配慮した事業活動が促進される。

【経済面】

- ・エネルギー費用が地域内に保たれることにより大きな経済効果が期待できる。
- ・脱炭素に係る技術や産業の振興、企業の立地促進につながる。

【社会面】

- ・再生可能エネルギーによる非常用電源の確保により、災害レジリエンス※の向上につながり、災害に強いまちになる。

※災害レジリエンス：災害に対するコミュニティや社会が、その基本構造や機能の維持・回復を通じて、災害の影響を適時にかつ効果的に防護・吸収し、対応するとともに、しなやかに回復する能力

● 関連する指標

代表指標	指標の説明	現状値 (2023 年)	目標値	目標 年度
市域における温室効果ガス排出量	市域から排出された温室効果ガス排出量	27.0 万 t-CO ₂ ※ ¹	16.1 万 t-CO ₂ ※ ²	2030
1 人あたり CO ₂ 排出量	市域から排出された温室効果ガス排出量を算定し、各年の推計人口で除したもの	2.30t-CO ₂ ※ ¹	1.40t-CO ₂	2030
再エネによる発電容量の合計	市内の家庭・事業者が電気事業者と電力需給契約を締結した発電設備容量の合計	32,655kW	52,918kW	2030

※1：令和 4(2022)年度実績。

※2：第 3 次生駒市環境モデル都市アクションプランにおける削減目標。

モニター指標	実績値 (2022 年)
「再生可能エネルギーの普及が進んでいる」と感じる市民の割合	19.4%
「省エネルギー型の暮らしが定着している」と感じる市民の割合	15.9%

(4) コミュニティ ～産官学連携によるライフスタイル変革～

● 背景・目的

本計画に掲げる環境像や目標を実現するためには、各主体が自分事として環境問題を捉え、各々が実践できる取組を積極的に行う必要があります。各主体の行動変容を促すため、多様な環境学習機会の提供を行う必要があります。

また、本市においては、市民や市民団体の活動が活発に行われており、「いこま SDGs アクションネットワーク」や「いこま市民パワー株式会社」等、本市に関わる企業・団体等が、それぞれの有する資源や知見等を活かし、連携する機会が確保されています。

これらのさらなる活性化に向け、会員企業・団体の拡大と既存会員の巻き込み強化、連携事例の創出に向けた支援体制の構築に向け、市が積極的に働きかけを行います。

● 取組内容

企業・団体間の連携を促進することで、それぞれの有する資源や知見等を活かし、連携する機会を創出します。

また、市民が環境施策に参画しやすくなる仕組みや拠点づくり、環境に関する各分野の団体等との連携により、市民参画の促進に取り組みます。

具体的な取組の例	
いこま SDGs アクションネットワークの活性化	・ いこま SDGs アクションネットワークの「SDGs デリバリー」について、市内の企業・団体による体験型企画をより重視した仕組みとして運用し、市民の行動変容を促進します。
まちづくり会社「いこま市民パワー株式会社」との連携	・ いこま市民パワー株式会社が、いこま SDGs アクションネットワーク会員や市内企業・団体などのハブとなり、民間事業者や団体等の連携を支援することで、民間主導型の啓発事業を促進します。
市民参画の促進に向けた支援	・ 複合型コミュニティ「まちのえき」のように、市民が環境施策に参画しやすくなる仕組みや拠点づくりに取り組みます。 ・ エネルギー、ごみ、自然環境など、環境に関する各分野の団体等と連携し、市民が主体となるまちづくりを推進します。

● 想定される成果

【環境面】

- ・ 環境に配慮したライフスタイルへの転換を促進する。

- ・デジタル技術の活用により、ペーパーレス化や省エネルギー化が促進される。

【経済面】

- ・企業間連携の促進により、新たな販路拡大・ビジネスチャンス獲得につながり、経済の活性化が期待できる。
- ・健全で持続可能な財政運営につながる。

【社会面】

- ・デジタル技術やデータの活用により、市民の利便性や満足度向上につながる。
- ・生涯にわたる多様な学びの機会を創出する。
- ・地域コミュニティの強化に寄与する。

● 関連する指標

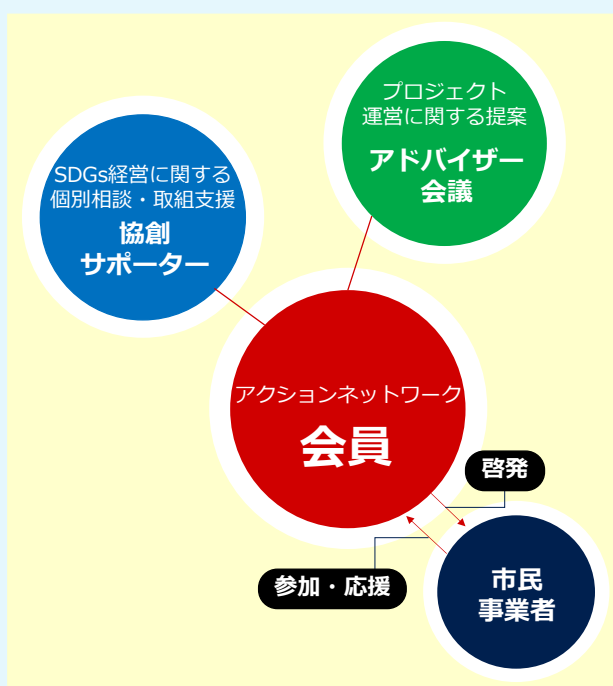
モニター指標	実績値
「環境意識と行動の輪が広がるまちづくりが進んでいる」と感じる市民の割合	27.8%(2022)
環境に関する出前講座の参加人数	530人(2023)
体験型イベント・講座の参加人数	4,290人(2023)

市の取組紹介

🔍 いこま SDGs アクションネットワーク

いこま SDGs アクションネットワークは、本市に関わる企業・団体等が、それぞれの有する資源や知見等を活かし、本市の地域課題の解決に向けて連携することで、持続可能なまちづくりを推進することを目的とし、セミナーや勉強会、イベントの開催等を実施しています。

会員は、市の広報やイベントを通じて取組の発信が可能であり、SDGsの活動に関する相談や補助金交付等、取組推進に関する支援が得られます。



出典：生駒市

▶ 第 6 章 計画の推進

1 計画の推進体制

計画を推進していくためには、市民・事業者・行政などの各主体が連携し、役割分担をして進めていく必要があります。各主体が協働して計画を推進していけるような体制づくりを進めます。

(1) パートナシップによる推進

本市では、第2次生駒市環境基本計画策定時、市民・事業者・行政の三者が対等な立場で参画する、生駒市環境基本計画推進会議(ECO-net 生駒)を設立し、同計画を推進してきました。協働による取組を推進する中で、環境モデル都市に選定され、市民団体や民間企業との共同出資により「いこま市民パワー株式会社」を設立するなど、多様な主体が連携できる体制を築いてきました。

また、本市では、市の活動や市内の事業者を含めた市民の活動によって生じる様々な環境負荷を減らすために、継続的に取組を改善し、環境行動を推進するための仕組みとして、「生駒市環境マネジメントシステム」を運用してきました。

本計画を推進する上でも、引き続き、第2次生駒市環境基本計画を推進する体制の中で築き上げた、協働とパートナーシップに基づき、生駒市環境基本計画推進会議として取り組んできた実績も活かしながら、多様な主体と協力・連携して推進できる体制づくりを進め、市民・事業者・行政が一体となって推進します。

(2) 環境審議会

環境審議会は生駒市環境基本条例に基づいて、市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために設置されています。学識経験者や市民団体の代表、事業者、公募市民などで構成されており、環境基本計画の進捗状況について報告を受け、学術的・専門的な見解や市民意見の施策への反映を図ります。

(3) 庁内の推進体制

市が取り組む環境関連施策・事業は、環境部局を中心に、庁内で一体的に推進していくため、生駒市環境マネジメントシステムで総合的・横断的な調整を行い、計画的な推進を図ります。

生駒市環境マネジメントシステムを活かした PDCA サイクル

計画の進行管理では、生駒市環境基本条例に基づき設置されている、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するための仕組みである生駒市環境マネジメントシステムを活かします。

これまで、生駒市環境マネジメントシステムの進行管理を行うなかで、進捗状況を毎年点検し、目標の達成に向けて次年度の方針へ反映し改善する仕組みを確立し、着実に環境行政を進めてきました。本計画の進行管理においても、引き続きこの仕組みを活用し、目標を共有することで、PDCA サイクルによる適切な進行管理・点検・評価を行います。

なお、事業の進行にあたっては、個々の事業を柔軟に見直したうえで計画し、適宜評価を行うなど、スピーディに進行管理することを念頭におきます。

具体的な進行管理の方法としては、行政内部で計画の進捗状況を検証するとともに、環境審議会において、行政内部での検証や総括について意見・提案をもらいます。

さらに、市の各分野別計画に示された環境に関する施策との整合を図り、市の総合計画の進行管理と連携し、その結果を活用して計画の進行管理を図っていきます。

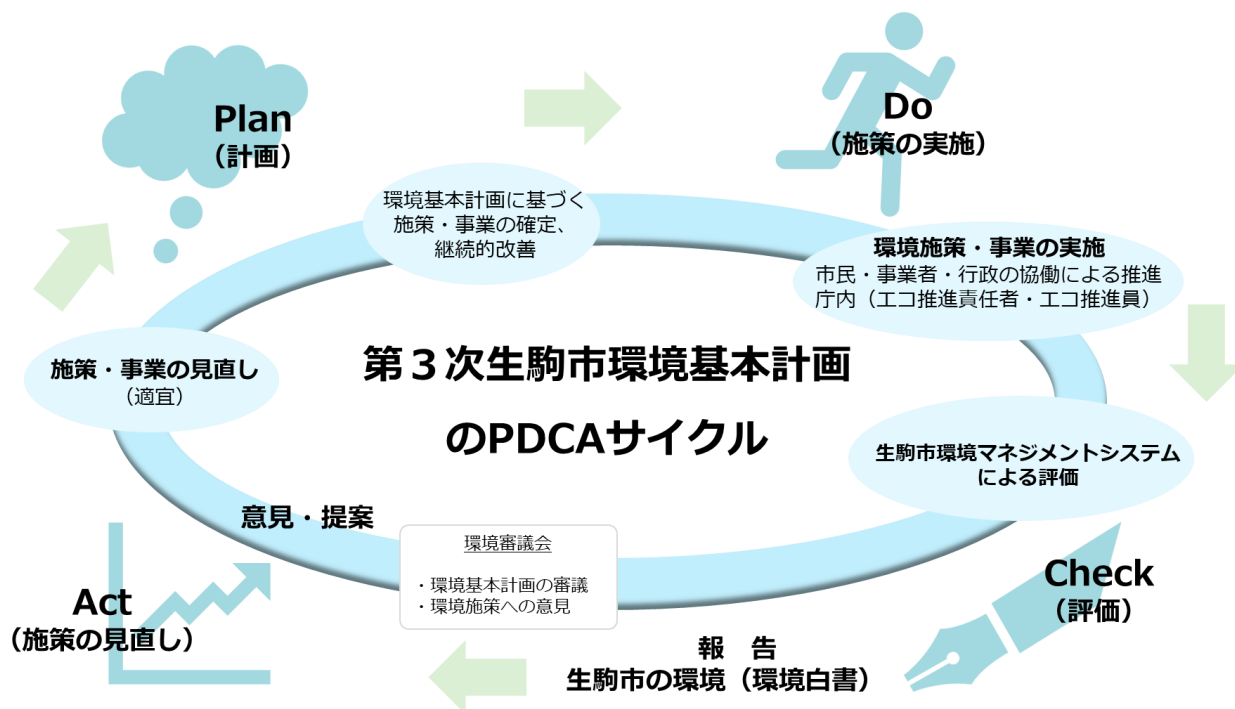
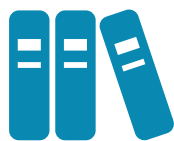


図 6-1 第3次生駒市環境基本計画の PDCA サイクル



資料編

1 計画の検討経過

(1) 生駒市環境審議会の開催状況

開催日	審議内容
令和6年8月23日(金)	・第3次生駒市環境基本計画の改定について (計画改定の背景・前期計画の成果と課題・改定スケジュールなど) ・市民・事業者アンケート(案)について
令和6年11月22日(金)	・第3次生駒市環境基本計画の改定について (パブリックコメント案)
令和7年2月14日(金)	・第3次生駒市環境基本計画の改定について (パブリックコメント結果報告)

(2) アンケート実施状況

市民アンケート結果

アンケート期間	令和6年9月20日～10月4日 ※WEB回答は10月11日まで
調査対象	住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の住民1,000名に配布、SNS・ホームページ経由による回答者
調査方法	二次元バーコードを貼付した調査票を郵送にて配布し、WEB上と紙媒体のいずれかで回収
回答数・参考回答率	444件・44.4%

事業者アンケート結果

アンケート期間	令和6年9月20日～10月4日 ※WEB回答は10月11日まで
調査対象	生駒市商工会議所加入会員100社、SNS・ホームページ経由による回答者
調査方法	二次元バーコードを貼付した調査票を郵送にて配布し、WEB上と紙媒体のいずれかで回収
回答数・参考回答率	67件・67.0%

(3) パブリックコメントの実施結果

実施期間	令和6年12月19日(木)～令和7年1月20日(月)
周知方法	生駒市ホームページ
閲覧場所	市役所(2階 SDGs 推進課・3階 市政情報コーナー)、鹿ノ台ふれあいホール、北コミュニティセンターISTA はばたき、図書会館、たけまるホール、コミュニティセンター(生駒セイセイビル内)、南コミュニティセンターせせらぎ、市ホームページ
結果	提出人数1人、提出件数5件

2 生駒市環境審議会委員名簿

令和6年8月1日時点

	氏名(敬称略)	所属等
市議会議員	中尾 節子	生駒市議会
学識経験者	水谷 知生◎	奈良県立大学 教授
	河瀬 玲奈○	滋賀県琵琶湖環境科学研究センター 主任研究員
関係者団体の 代表者	阪本 隆利	生駒市自治連合会 副会長
	唐金 吉弘	生駒商工会議所 副会頭
	津山 信治	学研生駒工業会 会長
	稲葉 健三	生駒市農業委員会 副会長
	堀部 泰史	南都銀行生駒支店 支店長
	矢田 千鶴子	エコネットいこま 代表
	楠 正志	一般社団法人 市民エネルギー生駒 代表理事
	谷 茂則	奈良県地球温暖化防止活動推進センター センター長
	辻中 伸弘	生駒市社会福祉協議会 事務局長
公募市民	高木 宣宏	公募市民
	岩下 仁子	公募市民

◎会長 ○副会長

3 生駒市環境基本条例

平成11年3月24日
条例第11号

私たちは、生駒山に象徴される緑豊かな生駒山地をはじめ、緩やかな矢田・西の京丘陵などの心と自然環境に囲まれ、美しい水と緑の織り成す恵み豊かな環境の下で、生活を営み、文化や歴史を育んできた。

しかしながら、近年の人口増加や科学技術の発展による様々な資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、生活の利便性や物質的な豊かさをもたらす反面、環境への負荷が自然や都市基盤における環境容量を上回り、人の健康をはじめ生活環境の健全性や自然環境の豊かさ等が損なわれるおそれが生じてきている。

さらに、これらの環境問題は、地域の環境にとどまらず、地球全体の温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境にまで及び、私たちの生活の基盤である地球環境が脅かされるまでに至っている。

もとより、良好な環境は、健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできないものであり、このかけがえのない恵み豊かな環境を保全し、将来の世代へ引き継いでいくことは、私たちの願いであり、また責務である。

このため、私たちは、限りある環境を守るため、自らがこれまでの社会経済システムや生活様式を環境への負荷の少ないものに改め、市、事業者及び市民が相互に協力しながら環境の保全及び創造を図り、人と自然との共生及び持続的な発展が可能な社会を構築するとともに、地球環境の保全に貢献していくため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)、及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ)に係る被害が生ずることをいう。

(3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない良好な環境を確保するとともに、これを将来にわたって維持し、及び向上させ、現在及び将来の世代が恵み豊かな環境の恵沢を享受することができるように行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的に発展することができ、社会の構築を目的として、すべての者がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生できる都市の実現を目的として良好な自然環境を生かし、潤いと安らぎのある快適な環境が確保されるように行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境にかかわっていることにかんがみ、地球環境の保全に資するように行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、市の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図り、その推進に努めるものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることになるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に、自ら積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本指針

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(3) 人と自然、文化及び歴史との豊かな触れ合いが保たれること。

(4) 廃棄物の減量化及び資源の循環的な利用が促進されること。

(5) 地球温暖化の防止等に資する再生可能エネルギーの普及及びエネルギーの効率的な利用が促進されること。

（平25条例28・一部改正）

第2節 環境基本計画等

（環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、生駒市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ、第23条第1項に規定する生駒市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（平24条例41・一部改正）

（環境の状況等の公表）

第9条 市長は、毎年、市の環境の状況、環境基本計画により実施された環境の保全及び創造に関する施策の状況等を公表するものとする。

第3節 環境の保全及び創造のための施策等

（市の施策の策定等に当たっての配慮）

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図ることにより環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

（環境への配慮の促進）

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者（以下「開発事業者」という。）がその事業の実施に当たり環境の保全及び創造について配慮すべき事項を定めるとともに、開発事業者がこれに即して自ら積極的に配慮することを促進するため、その普及に努めるものとする。

（環境影響評価の推進）

第12条 市は、開発事業者が環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する場合において、当該開発事業者がその事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果により、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（規制的措置等）

第13条 市は、環境の保全及び創造を図るために必要があると認めるときは、関係行政機関と協議して必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市長は、環境の保全及び創造の確保について、必要に応じて利害関係者と協議し、及び指導、助言その他の措置を講ずることができる。

（環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等）

第14条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これに関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的な活動の促進）

第15条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究の実施)

第 17 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全及び創造に関する事項について、必要な調査研究を行うものとする。

(監視等の実施)

第 18 条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等を行うように努めるものとする。

(環境マネジメントシステム)

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、環境マネジメントシステム(環境に配慮した活動を進めるための目標を決定し、当該目標を達成するための継続的な改善を図る仕組みをいう。以下同じ。)の導入及び推進を図るものとする。

2 環境マネジメントシステムの実施に当たっては、環境への負荷の低減に向けて取り組む項目について、目標を設定し、その取組状況を評価し、見直しを行うものとする。

3 環境マネジメントシステムに係る方針の決定、総合調整等を行うため、市長を本部長とする生駒市環境マネジメントシステム推進本部を置く。

4 環境マネジメントシステムの運用に関し必要な事項の調査等を行うため、市長が指名する職員で構成する生駒市環境マネジメントシステム推進委員会を置くことができる。

5 環境マネジメントシステムを適正に運用するため、第 24 条第 1 項に規定する環境マネジメントシステム推進会議において、取組状況の点検及び評価を行うものとする。

6 前各項に定めるもののほか、環境マネジメントシステムの運用に関し必要な事項は、市長が定める。

(平 24 条例 41・追加、平 25 条例 28・一部改正)

第 4 節 地球環境の保全の推進

第 20 条 市は、国及び奈良県の施策と相まって、事業者及び市民と連携して、地球環境の保全に資する施策の推進に努めるものとする。

(平 24 条例 41・旧第 19 条繰下)

第 5 節 推進体制の整備等

(推進体制の整備)

第 21 条 市は、国、奈良県、事業者及び市民と連携して、環境の保全及び創造に関する施策を推進する体制を整備するものとする。

(平 24 条例 41・旧第 20 条繰下)

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(平 24 条例 41・旧第 21 条繰下)

第 3 章 環境審議会等

(平 24 条例 41・改称)

(環境審議会)

第 23 条 市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、生駒市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し必要な事項

3 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 議会の議員

(2) 学識経験のある者

(3) その他市長が必要と認める者

- 5 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任されることを妨げない。
- 6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(平 24 条例 41・旧第 22 条線下・一部改正)
(環境マネジメントシステム推進会議)

第 24 条 環境マネジメントシステムの適正な運用を図るため、生駒市環境マネジメントシステム推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

- 2 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 環境マネジメントシステムに係る取組状況について点検し、及び評価すること。
 - (2) 環境マネジメントシステムに係る目標について調査審議すること。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境マネジメントシステムに関する必要な事項について調査審議すること。

3 推進会議は、委員 35 人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 事業者及び市民
- (3) 市職員
- (4) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任されることを妨げない。

6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 推進会議は、必要があると認めるときは、専門チームを置くことができる。

8 推進会議は、その定めるところにより、専門チームの決議をもって推進会議の決議とすることができる。

9 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(平 24 条例 41・追加、平 25 条例 28・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(生駒市環境保全条例の廃止)

2 生駒市環境保全条例(昭和 62 年 12 月生駒市条例第 20 号)は、廃止する。

(生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

3 生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和 31 年 11 月生駒市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成 24 年 10 月条例第 41 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 6 月条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行する。

4 用語集

あ 行

●いこま空き家流通促進プラットホーム
増加する空き家により地域環境が悪化することを防止するため、市と協定を結んだ不動産、建築、法律、金融などの専門家により設立された組織。

●生駒市歩きタバコ及び路上喫煙の防止に関する条例

吸い殻の散乱や、歩きながらの喫煙による火傷の危険や煙による健康被害を防止し、喫煙する人とならない人がお互いに心地よく過ごせる環境を作るため制定する条例。市内全域の公共の場所での歩きタバコの禁止や、路上喫煙の制限などを定めている。

●生駒市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例

良好な自然環境を保全するとともに、土壌汚染や土砂等の崩落、飛散、流出による災害の発生を防止することにより、市民生活の安全を確保するために制定する条例。安全基準に適合しない土砂等を使用した埋立ての禁止などを定めている。

●生駒市まちをきれいにする条例

環境美化に関する市民、事業者、行政のそれぞれの責務を明らかにし、協働により快適で安全な生活環境を守るために制定する条例。

タバコの吸い殻や空き缶などのポイ捨て禁止、ペットのふんの持ち帰り、自動販売機設置業者の空き缶などの回収容器の設置などを規定している。

●いこま市民パワー株式会社

エネルギーの地産地消や地域活性化を目指し、平成 29（2017）年 7 月に、生駒市、市民団体、民間事業者の共同出資で設立した電力会社。会社の収益は株主に配当せず、まちの課題解決のために活用する。

●一般廃棄物

廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。家庭ごみの他、事業所などから排出される事業系一般廃棄物も含まれる。廃棄物処理法では、市町村が収集・処理・処分の責任を負っている。

●エコオフィス

環境や省エネに配慮した事業所。

●エネルギーの地産地消

地域に必要なエネルギーを地域のエネルギー資源によってまかなうこと。資金が地域外に流出せず地域の中で循環することで、経済効果があるほか、雇用創出のメリットがある。

●温室効果ガス

赤外線を吸収及び再放射する性質のある気体。地表面から放射される赤外線の一部を吸収して大気を暖め、また熱の一部を地表に向けて放射することで、地球を温室のように暖める。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)の 7 種類を温室効果ガスと定め削減対象としている。

か 行

●合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽。し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽というが、浄化槽法の改正等によって、単独浄化槽の新設は実質的に禁止されている。

●カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。「排出を全体としてゼロ」にすることを目指しており、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。

●カワバタモロコ

環境省のレッドリストで絶滅危惧種に指定されている日本固有の淡水魚。生駒市では、平成 26（2014）に市内で発見され、保護活動が始まっている。

●環境基準

環境基本法の第 16 条に基づき、政府が定める環境保全の目標。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準を定めている。また、これらの基準は、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならないと規定されている。

●環境教育

自然の仕組みなどを学び、人と環境の関わりについての関心と理解を深めるための体験も含めた活動。

●環境マネジメントシステム

事業者が自主的に、自らの環境保全の取組を計画・実行・評価し、その結果に基づいて新しい目標に取り組むというシステム。代表的なものとして、国際規格である ISO14001 などがある。

●環境モデル都市

低炭素社会の実現に向けて温室効果ガスの大幅削減など高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市として、国に選定された都市。

●環境モデル都市アクションプラン

低炭素のまちづくりを実現するため、市域の温室効果ガス削減目標、環境モデル都市としての取組方針、取組内容を示した計画。

●緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減のために行う対策。省エネの取組や、再生可能エネルギーなどの低炭素エネルギー、植物による CO₂の吸収源対策などがある。地球温暖化の対策には、この「緩和策」と、気候変動に対して自然生態系や社会・経済システムを適応させることにより温暖化による悪影響を回避・軽減させる「適応策」の 2 つの方法がある。

●クーリングシェルター

気候変動適応法第 21 条の規定に基づき、「熱中症特別警戒アラート」が発表されたときに、極端な高温時における熱中症による重大な被害の発生を防止するために暑さをしのげる場所として指定する場所。

●クールスポット

企業・団体、個人が、地域で気軽に集まって涼むことのできる場所のこと。

●景観行政団体

景観法に基づき設けられた、地域における景観行政を担う主体。生駒市は平成 23（2011）年 1 月に景観行政団体となった。

●下水道普及率

総人口に対する、下水道を使用できる地域の人口の割合。

●公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道。

●コミュニティバス

行政が中心となって、既存の路線以外のバスを必要としている地域に走らせるバスのこと。

さ 行

●再生可能エネルギー

石油、石炭等の化石エネルギーと違い、エネルギー源として持続的に利用することができるものから生み出すエネルギーの総称。代表的なものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱などがある。

●里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。人里近くにあって、その土地に住んでいる人のくらしと密接に結びついている山のこと。

●産業革命

18 世紀半ばから 19 世紀にかけて起こった、生産活動の中心が「農業」から「工業」へ移ったことで生じた社会の大きな変化のこと。

●省エネ診断

省エネの専門家がビルや工場等の電力、燃料や熱等「エネルギー全般」について幅広く診断するもの。省エネの取組について、その結果を診断報告書として提出する。

●省エネルギー

石油や石炭、天然ガス等、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。

●市街化区域

都市計画法などに指定された「都市計画区域」のうち、既に市街地を形成している区域、または、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に「市街化区域」と「市街化調整区域」との区分を定めることができる。

●市街化調整区域

都市計画法などに指定された「都市計画区域」のうち、市街化を抑制すべき区域。原則として、開発は認められない。

●持続可能な開発目標(SDGs)

→本編 7 ページ参照

●循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わり、環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会。

●省エネハウス(省エネ住宅)

壁や床、天井に断熱性の高い断熱材を入れ、家全体の気密性を高めることによって、冷暖房した室内の空気が外に逃げないようにしたり、熱効率の高い給湯器を使ったりすることによって、毎日の生活で消費されるエネルギーを少なくするように設計された住宅。

●小水力発電

河川、農業用水、砂防ダム、上下水道などで利用される水のエネルギーを利用し、水車を回すことで発電する方法。一般的には出力 1,000kW 以下の比較的小規模な発電設備を総称して「小水力発電」と呼ぶことが多い。

●食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品。食品ロスが生じる主な原因としては、家庭系では、調理時に皮を厚くむきすぎるなどの過剰除去、消費期限や賞味期限切れ等による直接廃棄である。事業系では、飲食店などで発

生した食べ残し、食品メーカーや小売店における規格外品の撤去や返品、在庫過剰や期限切れの売れ残り等である。

●ゼロカーボンシティ

2050 年に二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長が公表した地方自治体のこと。

た 行

●太陽光発電

太陽の光エネルギーを吸収して電気に変える太陽電池を使った発電方法。太陽光発電システムは、太陽電池を配置した太陽電池パネルと、太陽電池で発電した電気を家庭用の交流 100V に変えるインバーターで大枠が構成され、この他に電気の逆流を防ぎ、集電する接続箱、電力売買電メーターなどが加わる。

●脱炭素経営

気候変動対策(脱炭素)の視点を織り込んだ企業経営のこと。

●脱炭素先行地域

2050 年カーボンニュートラルに向けて、民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴う二酸化炭素排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、わが国全体の 2030 年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域のこと。

●地熱発電

地中深くから取り出した高温蒸気や熱水を利用した発電方法で、火山地帯に多く、活動できるエリアが限られる。

●適応策

→緩和策参照

●デコ活

二酸化炭素を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた言葉。2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための国民運動。

●電気自動車

電気エネルギーで走行する自動車。走行中に排気ガスを出さないため、地球温暖化対策に効果があり、大気汚染物質の排出も防ぐことができる。

な 行

●二次林

伐採や風水害、山火事などにより森林が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の成長などにより再生した森林。

は 行

●バイオマス発電

木材や植物残さ等のバイオマス(再生可能な生物資源)を原料として発電を行う技術のこと。

●ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図のこと。

過去の災害履歴、避難場所・避難経路などの防災地理情報が示されることが多い。

●フードドライブ

各家庭で余った食品の他、食品の製造・流通過程などで出る余剰食品や規格外商品、販売店舗で売れ残った賞味期限・消費期限内の商品等、安全上は問題がなくても廃棄される食品の寄付を受け、無償で必要な人や団体に提供する活動。

●フードパントリー

様々な理由で日々の食品や日用品の入手が困難な方に対して、企業や団体などからの提供を受け、身近な地域において無料で配付する活動。

●分散型エネルギーシステム

地域でエネルギーを生産し、地域で使うという考えによって、比較的小規模の地域に分散して複数設置されるエネルギー源を積極的に活用するエネルギーシステムのこと。

従来の大規模発電所で発電し家庭や事業所等に送電する集中型のシステムに比べ、災害時等のエネルギー確保などエネルギー供

給リスクの分散化、熱の有効活用による高いエネルギー効率の実現、これらによるエネルギーコストの削減や環境負荷の低減にメリットがあると考えられている。さらに、近年は、地域資源の有効活用や、地域のエネルギー関連産業の発展等を通じて地域経済の活性化についての意義が注目されている。

分散型エネルギーシステムで用いられる主なエネルギー源に、太陽光発電、バイオマス利用、コージェネレーション等がある。

ら 行

●レジリエンス

「回復力」「復元力」あるいは「弾力性」と訳される言葉。防災やリスク管理の観点で、災害時における速やかな機能の復旧等によく用いられる。

●レッドリスト

絶滅のおそれがある野生生物の種のリスト。国際的には国際自然保護連合（IUCN）が作成しており、国内では、環境省のほか、地方公共団体やNGOなどが作成している。

数字・アルファベット

●5R

Reduce（リデュース＝ごみを減らす）、Refuse（リフューズ＝不要なものは断る）、Reuse（リユース＝繰り返し使う）、Repair（リペア＝修理して使う）、Recycle（リサイクル＝再生利用）の5つの頭文字からなる言葉。廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方のこと。

●DX(ディーエックス)

「Digital Transformation(デジタルトランスフォーメーション)」の略称で、データやデジタル技術を活用して「競争に勝てる」ビジネスモデルや業務プロセスへ変革すること。

●EV(イーブイ)

「Electric Vehicle(電気自動車)」の略称で、自宅や充電スタンド等で車載バッテリーに充電を行い、モーターを動力として走行する自動車。エンジンを使用しないため、走行中に二酸化炭素を排出しない。

●HEMS(ヘムス)

「Home Energy Management System(ホームエネルギーマネジメントシステム)」の略称。家庭内で多くのエネルギーを消費するエアコンや給湯器を中心に、照明や情報家電まで含め、エネルギー消費量を可視化しつつ積極的な制御を行うことで、省エネやピークカットの効果を狙う管理システム。

●ICT(アイシーティー)

「Information and Communication Technology」の略称で、日本語では「情報通信技術」と訳される。デジタル化された情報の通信技術であり、インターネット等を経由して人と人をつなぐ役割を果たしている。

●PDCA(ピーディーシーエー)サイクル

Plan(計画)、Do(実行)、Check(測定・評価)、Action(対策・改善)の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。

●SDGs(エスディージーズ)

→本編 7 ページ参照

第3次生駒市環境基本計画

編集・発行 生駒市 SDGs 推進課
〒630-0288
奈良県生駒市東新町8番38号
TEL 0743-74-1111
発行 令和7(2025)年3月
